

第139期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

当行の新株予約権等に関する事項

株主資本等変動計算書

個別注記表

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

株式会社 **岩手銀行**

「当行の新株予約権等に関する事項」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」につきましては、法令および当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ (<https://www.iwatebank.co.jp/company/ir/meeting.html>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	① 名称 株式会社岩手銀行 第1回株式報酬型新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2013年7月24日 ③ 新株予約権の数 64個 ④ 目的となる株式の種類および数 当行普通株式 6,400株 ⑤ 新株予約権の行使時期 2013年7月25日から2043年7月24日まで ⑥ 権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑦ 権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	2名
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	① 名称 株式会社岩手銀行 第2回株式報酬型新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2014年7月24日 ③ 新株予約権の数 56個 ④ 目的となる株式の種類および数 当行普通株式 5,600株 ⑤ 新株予約権の行使時期 2014年7月25日から2044年7月24日まで ⑥ 権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑦ 権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	2名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員である 取締役及び社外取 締役を除く)	① 名称 株式会社岩手銀行 第3回株式報酬型新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2015年7月23日 ③ 新株予約権の数 48個 ④ 目的となる株式の種類および数 当行普通株式 4,800株 ⑤ 新株予約権の行使時期 2015年7月24日から2045年7月23日まで ⑥ 権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑦ 権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	2名
取締役 (監査等委員である 取締役及び社外取 締役を除く)	① 名称 株式会社岩手銀行 第4回株式報酬型新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2016年7月25日 ③ 新株予約権の数 72個 ④ 目的となる株式の種類および数 当行普通株式 7,200株 ⑤ 新株予約権の行使時期 2016年7月26日から2046年7月25日まで ⑥ 権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑦ 権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	4名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	① 名称 株式会社岩手銀行 第5回株式報酬型新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2017年7月26日 ③ 新株予約権の数 68個 ④ 目的となる株式の種類および数 当行普通株式 6,800株 ⑤ 新株予約権の行使時期 2017年7月27日から2047年7月26日まで ⑥ 権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑦ 権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	4名
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	① 名称 株式会社岩手銀行 第6回株式報酬型新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2018年7月25日 ③ 新株予約権の数 78個 ④ 目的となる株式の種類および数 当行普通株式 7,800株 ⑤ 新株予約権の行使時期 2018年7月26日から2048年7月25日まで ⑥ 権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑦ 権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	4名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	① 名称 株式会社岩手銀行 第7回株式報酬型新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2019年7月25日 ③ 新株予約権の数 134個 ④ 目的となる株式の種類および数 当行普通株式 13,400株 ⑤ 新株予約権の行使時期 2019年7月26日から2049年7月25日まで ⑥ 権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑦ 権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	6名
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	① 名称 株式会社岩手銀行 第8回株式報酬型新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2020年7月27日 ③ 新株予約権の数 186個 ④ 目的となる株式の種類および数 当行普通株式 18,600株 ⑤ 新株予約権の行使時期 2020年7月28日から2050年7月27日まで ⑥ 権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑦ 権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	7名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く)	—	—
取締役 (監査等委員)	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当事項はありません。

第139期（2020年4月1日から 2021年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	12,089	4,811	4,811
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	—
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
当期純利益	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	12,089	4,811	4,811

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
		固 定 資 産 圧縮積立金	別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	7,278	927	136,080	7,513	151,799	△ 3,905	164,795
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	△ 1,143	△ 1,143	—	△ 1,143
固定資産圧縮積立金の積立	—	35	—	△ 35	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	△ 30	—	30	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	3,000	△ 3,000	—	—	—
当期純利益	—	—	—	2,532	2,532	—	2,532
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△ 1	△ 1
自己株式の処分	—	—	—	△ 1	△ 1	21	20
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	4	3,000	△ 1,616	1,387	20	1,408
当期末残高	7,278	932	139,080	5,896	153,187	△ 3,884	166,203

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	22,896	△ 4,102	18,793	224	183,813
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△ 1,143
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	2,532
自己株式の取得	—	—	—	—	△ 1
自己株式の処分	—	—	—	—	20
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	9,648	799	10,447	27	10,475
当期変動額合計	9,648	799	10,447	27	11,883
当期末残高	32,544	△ 3,303	29,241	252	195,697

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 3年～30年
その他 2年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。
なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当行は退職給付信託を設定しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度対象債権に対する将来の負担金の支払いに備えるため、債務者区分毎の代位弁済実績率を基礎に算出した予想損失率に基づき、将来の負担金支払見込額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 11,522百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は「重要な会計方針」「6. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

② 主要な仮定

a. 債権の分類区分（自己査定）

当行は、保有する債権を自ら査定し、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類区分しております（以下「自己査定」という。）。自己査定は、債務者（貸出先等）の信用リスクの程度に応じた信用格付に基づき、債務者区分判定を行い、資金使途等の内容、担保や保証等の状況等を総合的に勘案して実施しております。

債務者区分の判定は、債務者の財務情報等の定量的な情報および定性的な要素を基礎としております。具体的には、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力を基礎として返済能力を検討し、業種および業界の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュ・フローを考慮した債務償還能力、経営改善計画の合理性および実現可能性、金融機関の支援状況等を総合的に勘案して判定しております。また、当該判定は、経営者の判断により行っております。

b. 予想損失率

貸倒引当金は、自己査定により分類区分された債権に対し、区分に応じた予想損失率に基づき計上しております。予想損失率は、各々の区分における過去の貸倒実績を基礎として、将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

なお、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済への影響は、今後1年程度続くものと想定し、上記の仮定に一定程度影響を及ぼす可能性があるものとして、貸倒引当金の見積りを行っておりますが、当事業年度において、計算書類に対する重要な影響はありません。

③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業況や貸倒実績等の変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の広がり方や収束時期を正確に予想することは非常に困難な状況にあります。したがって、上記②の仮定は不確実性が高く、感染状況や経済環境への影響が変化した場合、翌事業年度の計算書類において、追加的な損失が発生する可能性があります。

表示方法の変更

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 5,364百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に67,100百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は568百万円、延滞債権額は38,912百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は4百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,315百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は44,801百万円であります。

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,119百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	252,012百万円
その他の資産	72百万円

担保資産に対応する債務

預金	39,650百万円
借入金	171,500百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、その他資産35,003百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金85百万円及び敷金139百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、693,939百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが651,719百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- | | |
|--|-----------|
| 10. 有形固定資産の減価償却累計額 | 37,079百万円 |
| 11. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 804百万円 |
| 12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は11,315百万円であります。 | |
| 13. 関係会社に対する金銭債権総額 | 6,503百万円 |
| 14. 関係会社に対する金銭債務総額 | 10,049百万円 |

（損益計算書関係）

- | | |
|----------------------|--------|
| 1. 関係会社との取引による収益 | |
| 資金運用取引に係る収益総額 | 287百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額 | 45百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 7百万円 |
| 関係会社との取引による費用 | |
| 資金調達取引に係る費用総額 | 0百万円 |
| 役務取引等に係る費用総額 | 435百万円 |
| その他の取引に係る費用総額 | 743百万円 |

2. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落等により、以下の資産22か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額537百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

区 分	地 域	主な用途	種 類	減損損失
稼働資産	岩手県内	営業店舗 9 か所	建物	18百万円
稼働資産	岩手県内	研修所 1 か所	土地・建物・動産	366百万円
稼働資産	岩手県内	賃貸資産 1 か所	建物	49百万円
稼働資産	岩手県内	社宅 1 か所	建物・動産	6百万円
稼働資産	宮城県内	営業店舗 1 か所	建物	0百万円
稼働資産	青森県内	営業店舗 2 か所	土地・建物	58百万円
稼働資産	秋田県内	営業店舗 1 か所	建物	0百万円
遊休資産	岩手県内	遊休資産 4 か所	土地・建物	11百万円
遊休資産	青森県内	遊休資産 1 か所	建物	22百万円
遊休資産	秋田県内	遊休資産 1 か所	土地	3百万円
合 計				537百万円
				(うち土地 111百万円)
				(うち建物 424百万円)
				(うち動産 1百万円)

当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、原則として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

3. 関連当事者との取引は次のとおりであります。

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 いわぎんクレジット サービス	所有 直接 100%	各種ローンの 被保証取引先 役員の兼任	ローン債権に 対する被保証	368,031	－	－
				代位弁済 受入額	164	－	－

取引条件および取引条件の決定方針等

保証料については、一般の市場実勢を勘案し合理的に決定しております。なお、保証料は各種ローンの債務者が上記子会社に直接支払っているほか、一部のローンについては、当行より支払っております。

(2) 役員及びその近親者等

該当ありません。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当 事 業 年 度 期首株式数	当 事 業 年 度 増加株式数	当 事 業 年 度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数	摘 要
自 己 株 式					
普 通 株 式	907	0	5	903	注1、2
合 計	907	0	5	903	

注1 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

注2 普通株式の自己株式の減少は、新株予約権（ストック・オプション）の権利行使による減少であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（2021年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	21,966	25,459	3,492
	その他	4,028	4,047	18
	小計	25,995	29,507	3,511
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		25,995	29,507	3,511

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2021年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び出資金	—	—	—
関連法人等株式及び出資金	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び出資金	4,175
関連法人等株式及び出資金	1,188
合計	5,364

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

3. その他有価証券（2021年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株式	36,192	14,584	21,607
	債券	632,628	613,613	19,015
	国債	89,053	83,639	5,414
	地方債	351,682	339,320	12,362
	社債	191,892	190,653	1,238
	その他	143,482	133,162	10,320
	小計	812,303	761,360	50,942
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株式	2,029	2,567	△ 537
	債券	220,191	221,587	△ 1,395
	国債	71,515	72,395	△ 879
	地方債	4,888	4,935	△ 46
	社債	143,787	144,256	△ 468
	その他	116,996	119,699	△ 2,703
	小計	339,217	343,854	△ 4,636
合計		1,151,521	1,105,215	46,306

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	1,247
その他	10,938
合計	12,186

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	7,034	2,786	97
債券	5,045	21	－
国債	5,045	21	－
その他	17,944	996	221
合計	30,025	3,803	318

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落等しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は188百万円（うち株式188百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、（１）個々の銘柄の有価証券の事業年度末日における時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合、（２）個々の銘柄の有価証券の事業年度末日における時価が、取得原価に比べて30%以上50%未満の範囲で下落した場合で、次の基準に該当する場合であります。

（１）株式

- ① 時価が事業年度末日以前１年間にわたり、取得原価に対し一度も70%超の水準まで回復していない場合
- ② 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は２期連続で損失を計上している場合
- ③ 事業年度末日時点において、「市場業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切り水準に達している場合

（２）投資信託

- ① 時価が事業年度末日以前１年間にわたり、取得原価に対し一度も70%超の水準まで回復していない場合
- ② 事業年度末日時点において、「市場業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切り水準に達している場合

（３）債券及び信託受益権

取得時に比べて取得格付が２ランク以上下落した場合や、ＢＢ格以下となった場合等、信用状態の著しい低下があったと判断される場合

(金銭の信託関係)

運用目的の金銭の信託 (2021年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	10,707	67

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	3,075百万円
退職給付引当金	1,980
減価償却費	1,245
有価証券	357
繰延ヘッジ	1,442
その他	1,205

繰延税金資産小計

9,308

評価性引当額

△ 2,473

繰延税金資産合計

6,834

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △ 13,917

固定資産圧縮積立金 △ 407

その他 △ 1

繰延税金負債合計

△ 14,325

繰延税金負債の純額

△ 7,490百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 11,108円33銭

1株当たりの当期純利益金額 143円95銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 143円42銭

第139期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	12,089	5,666	156,688	△ 3,905	170,539
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△ 1,143	—	△ 1,143
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	2,896	—	2,896
自己株式の取得	—	—	—	△ 1	△ 1
自己株式の処分	—	—	△ 1	21	20
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	1,751	20	1,772
当期末残高	12,089	5,666	158,440	△ 3,884	172,312

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	23,083	△ 4,102	△ 2,289	16,691	224	187,456
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△ 1,143
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	—	2,896
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△ 1
自己株式の処分	—	—	—	—	—	20
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	9,774	799	1,800	12,374	27	12,402
当期変動額合計	9,774	799	1,800	12,374	27	14,174
当期末残高	32,858	△ 3,303	△ 488	29,066	252	201,631

連結注記表

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 6社

会社名

いわぎんビジネスサービス株式会社

いわぎんリース・データ株式会社

株式会社いわぎんディーシーカード

株式会社いわぎんクレジットサービス

いわぎんコンサルティング株式会社

manordaいわて株式会社

なお、いわぎんビジネスサービス株式会社は、2021年3月31日付で解散し、現在清算手続中でありま

す。

(連結の範囲の重要な変更)

いわぎんコンサルティング株式会社及びmanordaいわて株式会社は新規設立により、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名

いわぎん農業法人投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名

いわぎん農業法人投資事業有限責任組合

- (2) 持分法非適用の関連法人等 3社

会社名

いわぎん事業創造キャピタル株式会社

岩手新事業創造ファンド1号投資事業有限責任組合

岩手新事業創造ファンド2号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、

持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式等及び持分法非適用の関連法人等株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～30年

そ の 他 2年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

9. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度対象債権に対する将来の負担金の支払いに備えるため、債務者区分毎の代位弁済実績率を基礎に算出した予想損失率に基づき、将来の負担金支払見込額を計上しております。

10. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、当行は退職給付信託を設定しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

11. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

12. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

13. 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 15,070百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は「会計方針に関する事項」「5. 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

② 主要な仮定

a. 債権の分類区分（自己査定）

当行は、保有する債権を自ら査定し、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類区分しております（以下「自己査定」という）。自己査定は、債務者（貸出先等）の信用リスクの程度に応じた信用格付に基づき、債務者区分判定を行い、資金使途等の内容、担保や保証等の状況等を総合的に勘案して実施しております。

債務者区分の判定は、債務者の財務情報等の定量的な情報及び定性的な要素を基礎としております。具体的には、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力を基礎として返済能力を検討し、業種及び業界の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュ・フローを考慮した債務償還能力、経営改善計画の合理性及び実現可能性、金融機関の支援状況等を総合的に勘案して判定しております。また、当該判定は、経営者の判断により行っております。

b. 予想損失率

貸倒引当金は、自己査定により分類区分された債権に対し、区分に応じた予想損失率に基づき計上しております。予想損失率は、各々の区分における過去の貸倒実績を基礎として、将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

なお、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済への影響は、今後1年程度続くものと想定し、上記の仮定に一定程度影響を及ぼす可能性があるものとして、貸倒引当金の見積りを行っておりますが、当連結会計年度において、連結計算書類に対する重要な影響はありません。

③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業況や貸倒実績等の変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の広がり方や収束時期を正確に予想することは非常に困難な状況にあります。したがって、上記②の仮定は不確実性が高く、感染状況や経済環境への影響が変化した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、追加的な損失が発生する可能性があります。

表示方法の変更

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に67,100百万円含まれております。
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は724百万円、延滞債権額は39,274百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は5百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,317百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は45,321百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,119百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 252,012百万円

その他資産 72百万円

担保資産に対応する債務

預金 39,650百万円

借入金 171,500百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、その他資産35,003百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金8,581百万円、保証金89百万円及び敷金155百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、700,262百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが658,043百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 37,255百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額 804百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は11,315百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他業務収益」には、国債等債券売却益144百万円、金融派生商品収益160百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常収益」には、株式等売却益3,658百万円、金銭の信託運用益186百万円を含んでおります。
3. 「その他業務費用」には、国債等債券償還損638百万円、国債等債券売却損136百万円を含んでおります。
4. 「営業経費」には、給料・手当10,578百万円、退職給付費用650百万円を含んでおります。
5. 「その他の経常費用」には、株式等償却188百万円、株式等売却損181百万円を含んでおります。
6. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落等により、以下の資産22か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額537百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

区 分	地 域	主な用途	種 類	減損損失
稼働資産	岩手県内	営業店舗 9 か所	建物	18百万円
稼働資産	岩手県内	研修所 1 か所	土地・建物・動産	366百万円
稼働資産	岩手県内	賃貸資産 1 か所	建物	49百万円
稼働資産	岩手県内	社宅 1 か所	建物・動産	6百万円
稼働資産	宮城県内	営業店舗 1 か所	建物	0百万円
稼働資産	青森県内	営業店舗 2 か所	土地・建物	58百万円
稼働資産	秋田県内	営業店舗 1 か所	建物	0百万円
遊休資産	岩手県内	遊休資産 4 か所	土地・建物	11百万円
遊休資産	青森県内	遊休資産 1 か所	建物	22百万円
遊休資産	秋田県内	遊休資産 1 か所	土地	3百万円
合 計				537百万円
				(うち土地111百万円)
				(うち建物424百万円)
				(うち動産 1百万円)

当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。また、連結子会社は各社をそれぞれ1つのグループとしております。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、原則として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当 連 結 会計年度期首 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 増加株式数	当 連 結 会 計 年 度 減少株式数	当 連 結 会 計 年 度 末 株 式 数	摘 要
発 行 済 株 式					
普 通 株 式	18,497	－	－	18,497	
合 計	18,497	－	－	18,497	
自 己 株 式					
普 通 株 式	907	0	5	903	注 1、2
合 計	907	0	5	903	

注 1 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2 普通株式の自己株式の減少は、新株予約権（ストック・オプション）の権利行使による減少であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の 内 訳	新株予約権の 目的となる 株 式 の 種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当 連 結 会計年度期首	当 連 結 会 計 年 度 増 加	当 連 結 会 計 年 度 減 少	当 連 結 会 計 年 度 末	
当行	ストック・ オプション としての 新株予約権		－				252
合 計			－				252

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2020年6月23日 定 時 株 主 総 会	普通株式	615百万円	35円	2020年3月31日	2020年6月24日
2020年11月13日 取 締 役 会	普通株式	527百万円	30円	2020年9月30日	2020年12月10日
合 計		1,143百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの
2021年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 527百万円
- ② 1株当たりの配当額 30円
- ③ 基準日 2021年3月31日
- ④ 効力発生日 2021年6月24日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務等の銀行業務を中心にリース業務、クレジットカード業務等の金融サービスに係る事業を行っております。

当行グループが主たる事業とする銀行業務においては、預金やコールマネー等による資金調達を行う一方で、貸出金や有価証券投資による資金運用を行っております。よって、当行グループの金融資産及び金融負債は金利変動の影響を受けやすいことから、金融市場環境の変化によって損失を被る市場リスク（金利リスクや価格変動リスク等）を有しているほか、資金繰りに困難が生じるリスクも有しております。

このため、資産・負債の状況と金融市場等の動向を踏まえ、資金繰りや投資方針に合わせて、収益とリスクのバランスを適切にコントロールするための「資産・負債の総合管理（ALM）」を行っており、その一環としてデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内の企業及び個人に対する貸出金や投資有価証券であります。

貸出金は、信用供与先の債務不履行による貸倒発生等の信用リスクに晒されております。当期の連結決算日現在における業種別の貸出金構成比では、個人が最も多く、次いで地方公共団体、不動産業・物品賃貸業、金融業・保険業などとなっており、概ね各業種に分散されております。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、純投資目的、満期保有目的及び事業推進目的で保有しているほか、商品有価証券は売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利リスク及び市場価格の変動リスク等に晒されております。

預金や社債、コールマネー等の負債は、資産との金利または期間のミスマッチによる金利の変動リスクを有しております。また、予期せぬ資金の流出等により資金繰りがつかなくなる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る資金繰りリスクを有しているほか、市場全体の信用収縮等の混乱により、必要な資金が調達できなくなったり、当行の信用力によっては通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクを有しております。

デリバティブ取引には、A L Mの一環として行っている金利スワップ取引があります。当行では、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金ならびに債券に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

このほか、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金ならびに債券に金利スワップの特例処理を行っているものがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行は、融資事務及び信用リスク管理に関する内部規程に従い、貸出金等について個別案件ごとの与信審査、融資条件の決定、また信用供与先ごとに内部格付、与信限度額、問題債権への対応などの与信管理体制を整備し運用しております。

これらの与信管理は、各営業部店のほか審査部、リスク統括部により行われ、定期的に取り締役会へ付議・報告を行っております。また、行内格付や貸出金ポートフォリオのモニタリングを行い、信用リスク定量化結果とともに四半期毎に信用リスク委員会へ報告しております。さらに、与信管理の状況については、行内の監査部門による厳正なチェック体制を構築しております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、市場金融部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

a. 金利リスクの管理

当行ではA L Mによって金利の変動リスクを管理しており、資金運用会議や金利検討部会における協議を踏まえ、A L M委員会において、その実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。具体的には、ギャップ分析や金利感応度分析を基本とし、B P V（ベシス・ポイント・バリュー）、V a R（バリュー・アット・リスク）等の手法を用いてモニタリングを行い、月次ベースでA L M委員会に報告しております。なお、A L Mの一環として、金利リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

b. 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関しては、通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を利用しております。

c. 価格変動リスクの管理

有価証券投資に係る価格変動リスクについては、市場関連リスク管理規程に基づき、一定の保有期間と信頼区間に基づくVaRを日次で計測し、そのリスク量が自己資本の一定額に収まっているかを把握し管理しております。また、半期毎に総合損益ベースならびに実現損益ベースの損失限度額と投資限度額を定めており、日次でそれぞれの計測を行い管理しております。これらの情報はリスク統括部を通じて、経営者に対し日次で報告しております。

市場金融部における有価証券投資については、市場業務運用基準、市場リスク管理基準、ならびに投資基本方針に定める投資対象及び投資ガイドラインに基づき行われており、投資後の継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。また、市場環境や投資状況については、リスク統括部を通じて、経営者に対し定期的に報告しております。

d. デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ取引取扱規程、市場業務運用基準及び市場リスク管理基準において、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理について担当する部門と役割を明確に定め、内部牽制を確立のうえ実施しております。

e. 市場リスクに係る定量的情報

当行では、預金、貸出金及び有価証券（債券（投資勘定）、純投資株式、政策投資株式、投資信託）のVaR算定にあたり、分散・共分散法（信頼区間99%、観測期間1年）を採用しております。算定にあたってのパラメータである保有期間については、預金、貸出金及び政策投資株式は6ヵ月、債券（投資勘定）、純投資株式及び投資信託は3ヵ月としております。

2021年3月31日現在で、当行の市場リスク量（損失額の推計値）は23,960百万円であります。

なお、当行では、有価証券においてモデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストングを実施しており、バックテストングの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率下での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行における流動性リスク管理は、流動性リスク管理規程において定量的な基準に基づき判定される状況別の管理手続きを定めており、適切に全体の資金繰り管理を行っております。また、半期毎に支払準備額の下限値を定め、日次でモニタリングを行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。（(注2)参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	637,336	637,336	－
(2) コールローン及び買入手形	23,000	23,000	－
(3) 買入金銭債権	5,477	5,496	18
(4) 金銭の信託	10,707	10,707	－
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	21,966	25,459	3,492
其他有価証券	1,152,274	1,152,274	－
(6) 貸出金	1,898,552		
貸倒引当金（※1）	△ 13,878		
	1,884,674	1,887,558	2,883
資産計	3,735,437	3,741,833	6,395
(1) 預金	3,202,253	3,202,329	75
(2) 譲渡性預金	212,646	212,645	△ 0
(3) コールマネー及び売渡手形	7,749	7,749	－
(4) 借入金	171,938	171,937	△ 1
負債計	3,594,588	3,594,662	74
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(828)	(828)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(4,746)	(7,991)	(3,245)
デリバティブ取引計	(5,575)	(8,820)	(3,245)

（※1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引及び特例処理を適用しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金及び約定期間が短期間（1年以内）の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、発行期間が1年以内の信託受益権ならびにクレジット買入金銭債権については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、買入金銭債権のうち発行期間が1年超のものについては、業者による評価とし、証券会社、銀行等の店頭において成立する価格（気配値を含む）を時価としております。

(4) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。私募債は、割引現在価値とし、対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割引いて算定しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合などに想定される利率で割引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形

これらは、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入期間に基づく区分ごとに、新規に借入を行った場合に想定される適用金利で割引いた現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（為替予約取引）及びクレジット・デリバティブ取引であり、割引現在価値や取引先の金融機関等から提示された価格等により算出した価額によっております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（３）買入金銭債権及び（５）その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(※１)(※２)	1,334
② 組合出資金等(※３)	12,262
③ 信託受益権(※４)	129
合 計	13,727

(※１) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※２) 当連結会計年度において、非上場株式について、減損処理は行っておりません。

(※３) 組合出資金等については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることなどから時価開示の対象とはしておりません。

(※４) 信託受益権のうち、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	11,445円57銭
1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	164円64銭
潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	164円03銭